

長野県子どもを性被害から守るための条例について

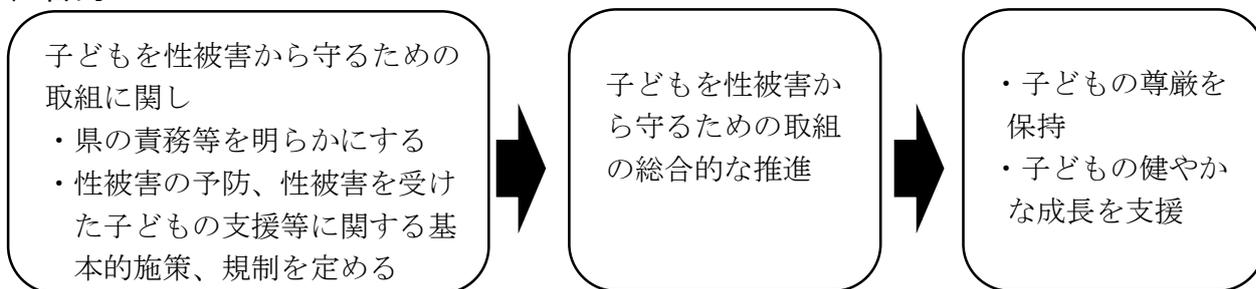
県民文化部次世代サポート課

1 制定の背景及び意義

長野県は、これまで住民運動、事業者の自主規制、行政の啓発により、県民運動として地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできたが、インターネットや携帯電話等の発展・普及などの社会環境の大きな変化の中で、子どもの性被害が増加し、看過できない状況になっている。このため、性教育等の充実や県民運動の活性化、性行為等に対する処罰規定、被害者支援を含む条例の制定により、これまで青少年の健全育成を県民運動中心に取り組んできた長野県の伝統と特性を生かした子どもを性被害から守るための新たな仕組みを作るものである。

2 条例の概要

(1) 目的



(2) 基本理念

- 子ども（18歳未満の者）は、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在である。
- 子どもを性被害から守るための取組は、県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民等が主体的かつ自主的に取り組むとともに、県民運動として推進されるべきものである。

(3) 責務

対象者	責 務 の 内 容
県	・子どもを性被害から守るための取組について総合的かつ計画的な施策の策定、実施 ・関係者との連携協力 ・県民運動の尊重と推進
保護者	子どもの性被害予防のための教育、性被害を受けたときの保護及び支援
学校等	子どもを性被害から守るための人権教育及び性教育、情報モラルに関する教育
事業者	子どもの性被害の防止のための配慮、県が実施する施策、学校等及び地域の取組への協力
県民	子どもを性被害から守るための主体的かつ自主的な取組及び県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組への協力

(4) 基本的施策

区分	項 目	内 容
予防	人権教育・性教育の充実	・学校等における人権教育・性教育の充実のための教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供等 ・地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育・性教育の充実のための団体等への研修、教材若しくは参考となる資料の提供又は専門家の派遣等

	インターネットの適正な利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等における情報モラルに関する教育の充実のための教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供等 ・地域における子ども、保護者及び県民に対する情報モラルに関する啓発活動の充実のため団体等への研修、教材若しくは参考となる資料の提供又は専門家の派遣等 ・情報通信事業者等との連携協力
	相談体制の充実等	子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる体制の充実、子どもが安心して過ごすことができる居場所の整備の促進
	県民運動の推進	県民運動を担う人材の育成、県民運動への県民、事業者等の参加を促進するための情報の提供、県民運動を推進する市町村及び団体に対する研修等
被害者支援		<ul style="list-style-type: none"> ・性被害を受けた子どもの身体的、精神的な負担等の解消又は軽減に資する医療の提供、福祉に関する相談等の支援体制の整備等 ・性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修等
啓発活動		市町村と連携し、基本理念に関する県民の理解の促進、子どもの性被害の予防等に関する施策等について必要な広報その他の啓発活動

(5) 規制項目等

項目	内容
大人の責任 (基本的な考え方)	大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為等を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないこと
威迫等による性行為等の禁止	何人も、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行うことを禁止 (罰則：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
	何人も、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせることを禁止
	何人も、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、教えることを禁止
深夜外出の制限	保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に子どもを外出させないように努めること
	何人も、保護者の委託があるなど正当な理由のある場合を除き、深夜に子どもを連れ出すことなどを禁止 (罰則：30万円以下の罰金)
	深夜営業者は、深夜に施設内等にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めること
	何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めること

(6) 施行期日 平成28年7月7日(規制項目に係る規定は、平成28年11月1日)

(7) 検討規定 附則に検討(見直し)規定を置いた。

青少年の有害環境の排除

他県のいわゆる青少年保護育成条例

- 規制項目例**
- ・ 有害文書図画等の販売等制限(罰則あり)
 - ・ 有害興行等の観覧制限(罰則あり)
 - ・ 有害広告物に対する措置命令(罰則あり)
 - ・ 有害玩具(刀剣類含む)の販売制限(罰則あり)
 - ・ 有害文書図画等の自販機販売制限(罰則あり)
 - ・ 深夜における興行場等への立入制限(罰則あり)
 - ・ 場所の提供等の禁止(薬物、飲酒・喫煙等)(罰則あり)
 - ・ 古物等買受及び質受等制限(罰則あり)
 - ・ いれずみの規制(罰則あり)
 - ・ インターネット上の有害情報に係る規制(罰則なし)

子どもを性被害から守ることに特化した全国初の条例

予防のための教育、被害者支援、県民運動の推進、規制により子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進

凡例

- 本県の条例
- 他県の条例

長野県においては県民運動(※)で対応
※条例に定義付け

【最高裁判決(S60.10.23)の「淫行」の解釈】

- ①「誘惑」、「威迫」、「欺き」、「困惑」、「心身の未成熟に乗じた不当な手段」により行う性行為等
- ②「単に自己の性的欲望を満足させるため」に行う性行為等

子どもの性被害の防止

本県の条例

- ・ 性行為・わいせつな行為の禁止
「淫行」等の禁止
 - ・ 淫行(罰則あり)
 - ・ わいせつな行為をさせる(罰則あり)
 - ・ 性行為、わいせつな行為を見せ、教える(罰則あり)
- 本県の条例
威迫等による性行為等の禁止
 - ・ 「威迫」、「欺き」、「困惑」、「困惑に乗じて」行う性行為等(罰則あり)
 - ・ わいせつな行為をさせる(罰則なし)
 - ・ 性行為、わいせつな行為を見せ、教える(罰則なし)
- ・ 深夜外出の制限(罰則あり)
保護者の委託、同意その他正当な理由がある場合を除き、深夜の子どもの連れ出し、同伴、とどめることを禁止
- 本県の条例
他県の条例と基本的に同様、ただし、とどめる行為のうち、子どもが自ら帰宅を拒む場合は規制対象外

<p>予 防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育、性教育の充実 ・ インターネットの適正利用の推進 ・ 相談体制及び居場所の整備 ・ 県民運動の推進 	<p>被害者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的、精神的負担等の解消又は軽減に資する医療等による支援体制の整備等 ・ 性被害を受けた子どもの支援者に対する研修等
<p>啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念に関する県民理解の促進 ・ 子どもを性被害の予防等に関する施策等の広報等 	

(注1)他県の一般的な青少年保護育成条例と、本県の条例を基に、次世代サポート課作成
(注2)他県の条例の規制項目例については、多くの県で規制している項目を例示

子どもを性被害から守るための知事部局の取組

県民文化部次世代サポート課

●予防対策【人権教育・性教育・インターネット適正利用】

【性教育・人権教育】

- 性や人権に係る地域研修会開催
〈保護者・地域住民対象〉

【インターネット適正利用】

- セイフネット講座
保護者・地域住民開催の情報モラル研修への講師派遣

- 事業者等と青少年インターネット適正利用の協定締結

- 官民で青少年インターネット適正利用協議会設置

住民等の主体的
取組促進

実効性ある
施策の実施

今後の施策展開

【性教育・人権教育】

- 子どもの性被害予防のための取組支援事業
自主的・主体的に開催するCAPワークショップなどの性や人権の研修会に経費支援 **充実**〈6月補正〉(40回→60回)

【インターネット適正利用】

- ①子どもの性被害予防のための取組支援事業の拡充
※研修内容に情報モラル研修を追加
- ネットトラブル解決集作成
11月 協議会構成員等による事例検討会
H29.2 ネットトラブル解決集 **充実**〈6月補正〉中高校生・小中高校生保護者全員配布
- 青少年インターネット適正利用シンポジウム (10/29・下諏訪町)
〈内容〉基調講演・パネルディスカッション・**充実**〈6月補正〉フィルタリング研修

参 考

○スマホキャラバン〔県警〕

高校生がスクールサポーター(県警OB)と一緒に中学生に対し、スマホ使用の留意点や危険性を説明。
H27(1校):駒ヶ根工業高校、H28(5校):長野商業高校、東御清翔高校、穂高商業高校、高遠高校、駒ヶ根工業高校

●県民運動の推進

- 市町村を通じた青少年サポーターの人材確保
- 青少年サポーターの資質向上のための研修会開催
- 「信州あいさつ運動」「家庭の日」の普及
- 青少年育成指導者の確保・育成

地域での草の根
的活動の活性化

今後の施策展開

- 青少年サポーターへの参画拡大
 - ・子育て支援団体・大学生への働きかけ
 - ・青少年サポーター募集パンフレット作成・配布 **充実**〈6月補正〉
(青少年サポーター H28末:428人→1,400人)
- 青少年サポーター・青少年育成指導者研修会開催

●相談体制・子どもの居場所づくり

- 子どもの居場所モデル事業として、学習支援・食事提供・相談等を行う「信州こどもカフェ」を8月までに開所（松本市・飯田市）
- 子ども支援センターでの相談
- NPO等との連携によるマッチングプラットフォームづくり

●性被害者への支援

- 長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」開設（7/27）

●啓発活動

<6月補正> **充実** 子どもを性被害から守るための取組の啓発リーフレット・ポスター作成

○リーフレット

〔掲載内容〕中高校生全員：インターネット適正利用、深夜外出制限、被害者支援、相談窓口周知（130,000部）
小中高校生保護者全員：県民運動への参加、規制項目、相談窓口周知（276,000部）

〔配布方法〕先生から生徒へのリーフレットの説明文を添付して、各学校あてに直接配布

○ポスター掲出

〔掲載内容〕条例施行、規制項目（深夜外出制限、性行為等禁止）（2,000枚）

〔掲出場所〕コンビニ、カラオケ、ゲームセンター、ボウリング場等

○広報「ながのけん」 新聞：8/27 全戸配布広報誌：10月下旬

○県ホームページ（7/7～掲載） ○県政TV番組（SBC・10/1放送予定） ○CATV（7分間番組、8月中放送） ○市町村広報誌掲載依頼

○関係団体での総会での説明、関係団体の機関紙等の活用<青少年育成県民会議広報誌「青少年ながの」、信州自治研究会「信州自治」、内閣府メールマガジン等>